

令和2年3月11日

保護者様

大阪教育委員会
大阪市こども青少年局
大阪市立玉出中学校
校長 村瀬 香織

新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた学校休業の延長について（お知らせ）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、全国的に新型コロナウイルスの感染が広まる状況がみられることから、大阪市では、予防的な措置として、令和2年2月29日から3月13日まで、大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校について、臨時休業を実施し、保護者の皆様には多大なるご協力をいただいているところです。

引き続き感染予防の観点から、大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校について、**令和2年3月14日（土曜日）から令和2年3月22日（日曜日）まで臨時休業を延長**させていただきます。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、引き続き次のとおり、ご家庭でのお子様の健康状態の把握、感染症予防の指導、ならびに家庭生活の留意事項について、よろしくご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。

ただし、**幼稚園・小学校低学年等のお子様や特別支援学級などに在籍する障がいのあるお子様については、ひとり親家庭をはじめ、保護者の仕事などの事情で、どうしても家庭でお子様の監護ができない場合や、お子様が一人で留守番ができない等の場合には、学校園にご相談ください。**

なお、令和2年3月23日（月曜日）以降につきましては、改めてお知らせします。

また、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたします。

記

1 日常の健康状態の把握

○お子様の日々の健康状態をご確認いただくようお願いします。健康状態の確認に際しては、「健康観察表」をご活用ください。発熱等のかぜの症状があるときは、学校園へご連絡ください。

○次のいずれかの症状がある方は、「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」（電話番号 06-6647-0641）にご相談ください。

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・かぜの症状や37.5度前後の発熱が4日以上*続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

※基礎疾患等のある方は、症状が2日程度続く場合

- 「新型コロナ受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機関を受診ください。（複数の医療機関を受診することは、お控えください）
- 医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

2 新型コロナウイルス感染症の予防

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。
- 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗ってください。
- 咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。
- 不要不急の外出を控えていただくとともに、とくに持病のある方等は、できるだけ人ごみの多い場所への外出を控えてください。
- *あわせて、「感染症対策へのご協力をお願いします」をご参考ください。

※新型コロナウイルス感染症の症状

- 発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）がある方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。
- 新型コロナウイルスは、現時点では、飛まつ感染と接触感染によりうつるといわれています。
- 小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はありません。しかしながら、重症化すると肺炎となるのでご注意ください。

3 家庭生活における留意事項

お子様の健康確保について努めていただくとともに、以下についてご留意いただきますようお願いします。

- 計画的な家庭学習や家族の一員として家事の手伝い等にとりくむことができるようお願いします。
- 安全安心を確保する観点から、不要不急の外出を避けるとともに、外出が必要な際も人が集まる場所や交通機関の利用をできるだけさけるなど、感染予防に努め、健康に十分注意してください。
- 日々のお子様の心身の状況の変化に気を配るとともに、お子様への声かけや会話を通して、心身の健康と安全安心への配慮をお願いします。
- スマートフォン等のインターネットが利用できる機器には有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）を設定する等について、すでに行っているところですが、スマートフォンやゲームなど、過度な使用とならないよう、家庭においてお子様との話し合いを通じてルールづくりに努めていただきますようお願いいたします。
- 家庭において保護者が不在になる場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、確実な施錠を行い、訪問者への対応は控えるよう注意喚起をお願いします。